

## 韓国の労働運動

磯崎 典世

学習院大学法学部政治学科教授

### はじめに

韓国の労働運動は、国家との関係に大きく規定されてきました。韓国においては、冷戦の最前線で「反共」を国是とする権威主義体制が長く続いたこと、労働者の権利を掲げる左翼政党が近年まで存在しなかったこと、60年代から国家主導の経済開発が行われたことなどの要因のため、国家の労働政策によるコントロールが非常に強かったという特徴があります。労働運動と共産主義の連携を恐れる政治的な意図と、安い労働力を確保するという経済的な意図から、国家が労使紛争を公権力で抑制するというところをおこなってきたのです。自由民主主義を掲げる国家として労働運動を完全に否定することはできませんから、韓国労働組合総連盟（韓国労総）を単一のナショナルセンターと認め、トップダウンで運動をコント

ロールして来ました。その間の韓国の体制を「国家コーポラティズム」と規定する研究者もいます。1987年の「民主化宣言」後、それは徐々に変化していますが、韓国の労働運動を考える際には、この権威主義体制期の遺産は無視できません。

他方で「民主化宣言」以降の20年間で、変化が進行します。まず、労使紛争の発生件数に見られるように、87年の民主化直後、労働運動が急速に活性化します。そうした激しい運動で、労働現場ではそれなりの成果、賃金上昇を勝ち取っていきませんが、全国レベルでは労働勢力は政治的に排除され、労働統制政策は残存しているという状況が続きました。新しく出てきた労働運動は、韓国労総を「御用組合」と批判して自主的・民主的な労組の結成をめざし、95年には全国民主労働組合総連盟（民主労総）の結成に至りましたが、「複数の組合」を認めなかった当時の法体系では、民主労総は合法団体とはならず、また労働勢力が政策形成過程に影響を及ぼすこともできませんでした。しかし、その状況にも変化が現れます。法制度面での制約は徐々に撤廃され、労働の政治勢力化が進みます。転機となったのは、1998年に発足した金大中政権の時代でした。この時は、通貨危機後の構造調整の過程で労働市場の柔軟化を進めなければならず、労働者に不利な条件を認めさせる代償として、労働勢力を政策決定過程に参入させるため労使政委員会という三者協議会を設置しました。さらに、民主労総を支持母体とする民主労

#### いそざき のりよ

東京大学大学院総合文化研究科博士課程単位取得中退。専攻は韓国政治。東京大学助手、学習院大学法学部助教授を経て、現在、学習院大学法学部教授。主要著書に『現代韓国の市民社会・利益団体』（共著、木鐸社、2004年）、『金大中政権の対北朝鮮政策と国内政治』（『東洋文化研究』第7号、2005年）、『戦後日韓関係の展開』（共著、慶応義塾大学出版会、2005年）

働党が、2004年の総選挙では10議席を獲得して国政に進出するなど、労働勢力が政治的な力を獲得する流れが出てきました。

しかし、労働政党が国政に進出して3年後の現在、労働運動はかなり停滞しています。労組の組織率は、1989年をピークに減少し、現在は10%余りで低迷しています。また民主労働党の支持率も、2004年から大幅に下がっています。労働運動を制約してきた規制が撤廃され、運動の勢力拡張の条件が整ったかに見える現在になって、このような状況になっている背景には、新自由主義的な政策の下で労働市場の柔軟化が進んでいく流れに対応できていないことがあります。これまで国家の統制に対して自分たちの権利を獲得する形で展開してきた労働運動が、現状の変化についていけないのです。本報告では、こうした韓国労働運動の現状と課題を検討するため、韓国の建国以降の国家による労働統制と労働運動の展開をまとめ、労働運動が現状にどう対応をしようとしているのか考察したいと思います。

## 1. 権威主義体制下の労働統制と労働運動

### 李承晩政権（48－60年）

韓国は、北朝鮮と対峙する反共国家として存立してきました。そこで労働運動がどのような位置づけにあったのか、まず押さえておきたいと思います。

植民地支配から解放された朝鮮半島では、全国的な組織をもつ左派系の労働運動が活発となり、アメリカが軍政を敷いた南部でも、北部で権力を確立していく共産勢力と連携して活動していました。こうした左翼系の労働運動に対抗して右派系の労働運動が登場し、南だけに反共国家を設立しようとする李承晩を支持して活動するようになりました。この勢力が、大韓民国建国後は、唯一の労働団体である大韓労総となり、李承晩政権の与党の基幹団体として体制を支えました。その後、独裁を強めた李承晩政権は、1960年に学生を中心とする四月革命で退陣に追い込まれます。李承晩に対する反対運動がピークに達

したとき、大韓労総は過去の「御用組合」化を自己批判し、組織改革を進めようとなりました。ところが1年後に朴正熙を中心とする軍事クーデターが起こり、大韓労総は一時解散させられます。そして民政移管後に韓国労働組合総連盟（韓国労総）と改称して再発足し、現在まで存続しています。

### 朴正熙政権（61－79年）

#### 労働政策の変化

1961年の5・16軍事クーデターによって誕生した朴正熙政権は、2年の軍政の後、63年から一応は民政に移管しましたが、72年からは大統領の権限を強化し終身化した「維新体制」へと転換しました。18年続いた朴正熙政権の下で、国家主導の経済開発、労働統制が本格化します。

クーデター当時は、人口の8割程度が農家人口でしたが、朴正熙の時代に、国家主導で急速な工業化を実現しました。クーデターの後に金融機関をすべて国営化し、民政移管した後も実質的に金融機関をコントロールして、優先投資産業の選定なども国家が計画を立てて実行しました。有利に使えるのは安い労働力だけという状況で、労働集約型の安い工業製品をつくって輸出する「輸出志向工業化」が本格化しますが、そのためには労働力を管理しなければならない状況になります。民政移管前に制定した62年憲法では、一応労働三権は認められていますが、63年に改正した労働法で、複数労組の実質的禁止、労働組合の政治活動禁止などを定め、労使協議会による労使紛争の解決を義務づけました。他国とは異なり、労働運動は政党との関係を断絶されたところで活動せざるを得なかったのです。

60年代の工業化は労働集約的な軽工業が中心でしたが、70年代に大統領の独裁を強めた維新体制の下で重化学工業化が推進されていきます。政府が、鉄鋼・石油化学・造船などターゲット産業を設定し、その部門を担う大企業グループに重点的に資金をして重化学工業を育成しました。他方で、維新体制は労働運動への抑圧を強化しました。「維新憲

法」では労働三権の保障に「留保」をつけ、労働三権を認めなくとも良い範囲を拡大しました。公務員や国営企業、国民経済に重大な影響を与える企業の労働者には、団体行動権を制限もしくは認めなくとも良いことが憲法に明記されたのです。さらに、73から74年に労働関係法を改正し、労働者が集团的に権力を行使することに対して締め付けを強めました。

### 60-70年代の労働組合と労働運動

では、60年代-70年代の労働運動はどう展開されたのでしょうか。李承晩政権での御用組合化を反省して改編した大韓労総でしたが、60年代後半ごろから、強い統制下の単一ナショナルセンターとして国家にコントロールされる存在になっていったようです。

工業化の初期段階である60年代は、労働集約的な安価な製品を輸出するために賃金を安く抑えることが重視されており、労働組合結成は困難、組合があっても交渉力は制限されて労働者の権利を代弁するのは難しい状況でした。しかし、70年代になると、劣悪な環境で働いていた労働者が自らの権利を掲げて激しく抵抗し、労使紛争が社会問題化していきました。70年代は重化学工業化が推進され、この部門に集中的に投資されたのですが、こうした部門が軌道に乗るまで、繊維・衣服、雑貨などの軽工業輸出が外貨獲得を支えていました。78-79年においても軽工業と重化学工業の輸出シェアが各々53.2と36.3であったように、重化学工業化を支えたのは低賃金に依拠した軽工業の輸出だったと言えるわけです。当時、その産業を支えていたのは、若年の女子労働者で、彼女らによる労働争議が社会問題化していきました。

労働運動は、自分たちで新たに組合をつくって権利を要求する形で展開していきます。その背景には、悲惨な労働環境の改善をめざす宗教団体（都市産業宣教会やカトリック労働青年会）の支援や、労働者に自らの権利を説いた労働夜学の存在がありました。新たな労働運動勢力が、既存の組織や韓国労総のコントロールを離れて、外部の勢力の支援を受けて運

動を展開するようになったのです。問題が大きくなるにつれ、政府はこうした「第三者」の労働運動への「介入」を問題視するようになりました。

1979年、維新体制は、側近であるKCIA部長による朴正熙大統領射殺によって崩壊しますが、この事件の背景には、体制を揺るがす反政府暴動をめぐる体制内部の対立がありました。あくまで強硬弾圧しようとする大統領に対して、それでは体制がもたないとする穏健派が支配層内部にも現れたのです。そして、この暴動に至る一連の流れは、YH貿易事件という労働運動が契機となっていました。かつら輸出会社YH貿易の女子労働者が、会社の廃業通告に抵抗して野党・新民党党舎に籠城していたところに、政府当局が警察を投入して強制解散させた過程で、一人の労働者が死亡した事件です。政府を批判した野党党首は国会議員を除名され、彼の支持基盤である地域での反政府暴動へとつながっていったのです。つまり、激化した労働運動と野党とのつながりが出てきたこと、それを体制側が押さえ込もうとしたことに崩壊の契機があったと言えるでしょう。

以上のように、70年代の労働運動は、劣悪な労働条件にある労働者が自分たちの権利を要求する形で始まり、体制を揺るがす契機となるに至りました。

### 全斗煥政権（80-87年）の弾圧と抵抗

#### 権威主義体制の再構築と労働統制

朴正熙の暗殺後は、与党も維新体制の失敗を認め、国会では維新憲法の改正・民主制の導入への流れが明確になります。こうして1980年は「ソウルの春」と言われたのですが、ここに再び、全斗煥・盧泰愚將軍らを中心とする軍が介入し、権威主義体制を復活させます。

全斗煥政権は、朴正熙政権の轍を踏まないよう、執権後すぐ80年に労働法を改正します。70年代に激化した運動は宗教勢力などの支援のもとになされたと判断し、外部勢力が現場の労働運動に関わらないよう「第三者介入の禁止」を明記し、企業別組合の強制を規定しました。こうして労働運動を事業場



単位に封じ込めようとしたのです。

### 新しい労働運動

こうした体制の下で、労働運動も「民主労組」運動と言われるものへと変化していきます。70年代の労働者が人権や労働環境の改善などを目標としたのと異なり、明確な反体制志向をもつ運動が登場しました。その背景には、民主化の流れに軍が再介入したという80年の経験から、労働者・大衆を中心とする体制変革の必要性を認識した学生・青年層が、その実現のために労働現場に入っていったことがありました。労働運動の統制が強まる下で、明確な政治的志向を持つ労働運動は、企業横断的な地域の連盟をつくるなどの展開もみせますが、それら非合法的な活動は政府による厳しい弾圧を受けます。

80年代後半には、87年で任期が切れる全斗煥の後任大統領を、実質的に彼の指名で決定される制度から国民の直接選挙制に変更するよう求める運動が盛り上がり、野党、在野の運動団体、学生運動、そして一般市民が参加するのですが、ここに労働運動は組織的に関わっていませんでした。新たに登場した体制変革的な労働運動は弾圧で地下活動を余儀なくされ、一般的な労働運動は企業単位に封じこめられていたのです。

### 「民主化宣言」と労働統制

87年、民主化運動は「6月民衆抗争」と呼ばれる盛り上がりを見せ、体制内部から「民主化宣言」を引き出しました。全斗煥大統領の後継候補として指名されていた盧泰愚が、運動側の要求を受け入れた妥協案を発表し、民主制に移行する意思を示したのです。その後、与野党が連携して、新たな憲法をどう規定し、どんな新体制をつくるかに関して協議が進んでいくこととなりますが、そうした協議過程に労働勢力はまったく関わられません。他方で、「民主化宣言」後、与野党による協議がなされている間、現場では労働争議が噴出しました。労使紛糾の件数は87年に急増していますが、これはほとんどが民主化宣

言後のものです。労働勢力は、移行過程からは排除されていましたが、体制が脆弱化したなかでそれまで抑えられてきた要求を現場で噴出させたのです。野党を中心とする穏健な民主化勢力は、労働運動の過激化が軍の介入を招くのではないかと恐れて協議のペースを速め、年内に憲法改正、新憲法の下での大統領選挙が実施されます。

任期切れ直前の11月、全斗煥政権は労働法を改正し、労組の設立規制を緩和するなど統制の自由化を示しますが、同時に、新しく登場した労働運動を規制しようとしてきました。「既存労組と同じ組織対象」「既存労組の正常な運営を妨害する目的」の場合は新しい労働組合はつくれないとする「複数組合禁止の原則」を明示し、既存の運動を逸脱する組織に対する法規制を強化しました。民主制の下で、「労働運動の政治活動」「第三者介入」「複数労組」すべてが労働法によって禁止されることになったのです。

## 2. 「民主化」後の労働政策と労働運動

### 盧泰愚政権（88-92年）の労働政策

1987年12月、16年ぶりに大統領直接選挙がおこなわれました。野党候補が一本化できず、与党の盧泰愚が当選し、前体制から連続性がある政権になりました。しかし、政権は民主制への転換を打ち出し、労使の紛争に関しても公権力が介入しない方針を出しました。現場では労働運動が力を発揮して要求を実現、急激に賃上げがなされました。また、既存の御用組合に代わる新組織を結成する動きも強くなっていきます。法的には認められない組織であっても、新しい組織が現場で影響力を行使する状況も現れ、こうした「民主労組」勢力が、御用組合の韓国労総に代わる新たなナショナルセンターをつくる運動も進んでいきます。しかし、あまりにも現場での闘争が激しくなり、経済的にも大きな支障をきたすとの理由で反労働キャンペーンが起り、90年代になると大きな紛争に公権力が介入する動きが再び現れました。

## 民主労組運動内の路線対立とナショナルセンター結成

こうした流れにあつて、民主労組勢力の中にも強硬派と穏健派が現れます。強硬派は、前体制を継承する盧泰愚政権と完全に闘い、大衆を基盤として体制変革を進めることを主張し、他方の穏健派は、民主制への転換という側面を重視し、抑圧的な労働法の改正などを通じて民主化を徹底化していく方針をとることを主張しました。前者が中心となつて、ナショナルセンター準備組織である「全国労働者団体協議会(全労協)」がつくられましたが、そこにはホワイトカラーの産別などの穏健派や大企業の労組は参加しませんでした。この全労協には当初456の労働組合が参加しましたが、加盟労組のストライキに全労協幹部が支援に行くとして「第三者介入」として逮捕されるなど、法規制を盾にした公権力の弾圧にあい、すぐに廃れてしまうことになりました。

そうした状況で、穏健派が中心になつて、自律的な活動を保障されるよう労働関係法を改正する必要を掲げ、勢力結集のための民主的なナショナルセンター設立運動が展開され、1995年に「民主労総」が結成されました。既に「韓国労総」がある状況で、民主労総は労働法からは認められない団体でしたが、権威主義体制から続く負の遺産を撤廃し、労働者の権利を確立しようとする運動の中心的存在になっていきました。

他方、韓国労総も過去の御用組合化を反省し、88年11月に執行部が総辞職して「第二の誕生」方針を出し、政府からの圧力に屈せず労働者の権利拡大のために活動すると宣言しましたが、自らの地位を脅かされる複数労組の容認には反対の意思を示していました。

## 金泳三政権(93-97年)期の労働法改正をめぐる動き

政府においても、過去の遺産を清算し、新たな労使関係を構築せねばならないという意味が示されるようになります。金泳三政権は、民主化を推進し「先進国化」することを国家目標として掲げ、国際基準に合致する法制度への転換を検討し始めました。す

に1991年にILOに加盟し、OECD加盟を目指す韓国政府にとって、労使関係の転換は国内的問題にとどまらない重要性があつたのです。さらに、経済のグローバル化が進む中で、国家主導で開発を行ってきた韓国に対しても外からの自由化圧力がかかり、労働市場の柔軟化などが課題として浮上してきたのです。

過去の労働法制においては、団体行動権や団体交渉権などを制限して労働運動を制約する一方で、個々の労働者に対しては恩恵的な保護が比較的保障され、厳しい罰則を伴う解雇制限も規定されてきました。こうした状況で、経済的理由による大量解雇を可能にする整理解雇制が、派遣労働制などとともに、労働市場を柔軟化して経済的な効率性を高める制度として導入が議論の対象となつてきたのです。

96年、政府は「新たな労使関係による21世紀の世界一流国の建設」を打ち出し、大統領の諮問機関として労・使・公益委員からなる「労使関係改革委員会」を設置し、労働法改正に向けた論議を始めました。まだ法的には認定されていない民主労総にも委員が配分されました。しかし、複数組合禁止、第三者介入禁止、整理解雇制導入など主要部分で合意に達せず、対立点を併記したまま労働関係法の改正要綱を政府に提出しました。それを受けた政府は、最終的に、より経済界の意向に近い法案を作成し、与党が多数を占める国会は若干の修正が加えられた与党案を、96年12月26日早朝4時に与党のみで本会議を開いて「抜き打ち採決」しました。

成立した法律は、第三者介入禁止に関しては、規定は削除したものの支援可能な範囲は別途規定するものとなりました。また、新たに導入する整理解雇制で、解雇の要件となる「緊迫した経営上の必要性」の内容として、「経営状況の悪化」のみならず、「生産性向上のための構造調整や新技術導入」などを明記して条件を緩和したこと、他方で複数労組の許容を先延ばし(上位団体は2000年から、企業レベルは2002年から)にしたなど、手続き面においても内容面においても労働側はとうてい容認できないものでした。民主労総、さらには韓国労総もゼネストに突入し、野党や各

種市民団体、OECDやILOなどの国際機関も批判を表明しました。

こうした反対に直面して、与野党は労働関係法の再改正に合意、強行採決された法案を撤回させることになりました。97年3月に成立した新労働法は、複数労組に関しては上級団体の即時許容・企業単位は2002年からとし、整理解雇制に関しては、解雇の要件を「緊迫な経営上の理由」がある場合に限りなどハードルを高くすると同時に、施行まで2年の猶予を与えるとしました。第三者介入禁止は「抜き打ち採決」のものと同じ形で削除され、「労組の政治活動禁止」は新たに削除されました。

このように、二大労総を中心としたゼネストによって、政府与党の意図した労働法を押し戻し、過去の規制は即時またある程度の猶予をもって撤廃されることに確定しましたが、同時に、新自由主義的な制度の導入の流れも明らかになってきました。そして、この流れは外からの衝撃によって加速します。

### 3. IMF通貨危機・労使政委員会から 民主労働党創設へ

同じ97年、タイのバーツ暴落に端を発したアジア通貨危機が秋には韓国に波及し、11月にはIMFに緊急融資を要請するに至りました。IMFは融資条件として、金融・企業・労働市場の構造改革、資本・貿易の自由化などをしたため、構造調整や労働市場柔軟化が絶対的な課題となります。実施が2年延期された整理解雇制も、すぐに導入しなければいけない状況に至りました。同年12月の大統領選挙では、野党の金大中候補が当選し、選挙による初めての政権交代となったのですが、現在の危機をもたらした歴代政権による経済政策の失敗を批判し、新たな対応を訴えたことも政権交代の一因でした。こうして、相対的に左派で労働者寄りである大統領が誕生したのですが、政府はIMFの管理下で構造調整に着手しなければなりません。

金大中は、大統領就任前の98年1月、労働政策、

構造調整の原則方針、労使関係改善などを審議する目的で、労・使・政三者の代表からなる「労使政委員会」を設置しました。それ以前の協議会とは異なり、決定事項の履行がかなり保障された機関という権限を与えられており、危機的な状況に対処するため、三者が合意して「社会協約」を作ることがまず求められていました。整理解雇制導入などの負担を労働側に求める見返りとして、労働勢力を政策決定過程に参加させる、つまり、中央政治から排除されていた労働勢力を関わらせられるルートをつくるもので、当時はまだ合法団体として認定されていなかった民主労総からも代表が参加していました。ちなみに、民主労総が合法団体として認定されるのは、99年の11月です。

こうして、労使政委員会は、98年2月、整理解雇制の即時導入など90項目にわたる「経済危機克服のための社会協約」を採択し、妥協を成立させました。その後も委員会は大統領の諮問機関として権限を整備して存続していますが、金大中政権の経済政策は、市場原理を貫徹することが至上命題だったので、労使政委員会に参画しても、労働勢力がそこで影響力を発揮することはできませんでした。政府においては、韓国経済は過去の「国家主導の開発」「前近代的な企業経営」などに因る問題があり、それを解決するためには市場のルールに基づく健全な資本主義経済に移行せねばならないという方針が強く示されました。そうしたなかで、より急進的な民主労総は、労使政委員会を通じた政策形成過程への参加の実効性に疑問をもつようになり、99年2月に委員会から脱退します。そして、立法過程に直接関わる政党を重視する方向に進み、2000年1月に民主労総を重要な支持基盤とする民主労働党が創設されたのです。

### 4. 労働勢力の隆盛と失速

#### 盧武鉉政権（2003-07年）

与党候補として当選した盧武鉉は相対的にリベラルで、労働問題も担当する人権派弁護士として活動していた経歴もあり、民主労総との対立的な関係も

表1 経済成長率

	％
1970	18.8
1975	6.8
1980	-4.8
1985	7.0
1990	9.2
1995	9.2
1998	-6.9
1999	9.5
2000	8.5
2001	3.8
2002	7.0
2003	3.1
2004	4.7
2005	4.2
2006	5.0

資料:韓国銀行

修復されるのではないかとの期待も当初には存在しました。韓国経済は通貨危機によるマイナス成長から急速に回復し(表1)、98年に7.0%を記録した失業率も、2002年以降は3%台に戻りますが(表2)、急速な市場原理の徹底化が弊害をもたらし、労働勢力はそれへの対応を要求していました。

後に述べますように、盧武鉉政権期には非正規労働者の増加が大きな問題となりますが、政府は、そうした労働問題に対応するため、民主労総を労使政委員会などに復帰させて協議しようとするよりも、政府主導で対応していこうとします。その間、民主労総は着実に加盟者を増やし、2006年4月には、韓国労総を抜いて最大のナショナルセンターとなりますが、その機関が政府との協議チャンネルをもたない状態が続いています。2006年には、労働関係法で残っていた過去の規制を撤廃する一方で、経済的状況悪化を理由に先延ばしされていた企業単位の複数労組許容の施行を2010年からと更に先送りするなどの「労使の妥協」を労使政委員会で成立させたが、そこにも民主労総は参加していません。民主労総は、労働現場で、そして2004年に国政に進出した民主労働党と連携して、問題に対処する方針を続けました。

表2 失業率

	％
1981	4.5
1985	4.0
1990	2.4
1995	2.1
1998	7.0
1999	6.3
2000	4.4
2001	4.0
2002	3.3
2003	3.6
2004	3.7
2005	3.7
2006	3.5

統計庁『経済活動人口調査』各年度

### 経済状況の変化と労働運動

ところが、現場において、民主労総勢力の影響力が徐々に落ちていきます。

その背景には、非正規雇用労働者の急増があります。通貨危機後に非正規雇用労働者は急増し、2000年代になると全体の55%を超えるようになっていきます。こうした非正規雇用労働者の絶対数は零細な企業に多いのですが、増加率をみると大規模な事業場が高くなっており、大企業でも非正規雇用の増加傾向が見られます。既存の労働組合は、80年代以降に活発に活動し、正規職を中心とした組織で自らの権利を勝ち取るという活動が中心でした。ですから、こうした非正規雇用の人たちの問題にうまく対応できない側面が多くありました。正規雇用者の権益を守ることを優先して、非正規雇用の人々と対立した事例も見られます。

また、労働組合が他の社会運動勢力と連帯するという取り組みも強くありませんでした。80年代以降の労働運動の要求は、劣悪な状態を改善し賃上げを実現することが中心で、社会保障制度の拡充なども課題としては掲げますが、実際の運動の軸にはなり



ませんでした。実は、金大中政権以降、政府は新自由主義的な経済政策をおこなう一方で、福祉政策の充実をも提起しています。韓国国内では、韓国の福祉関係予算の対GDP比率がOECD諸国の最低水準であることがしばしば指摘され、政府によっても社会保障制度の充実が重要課題として位置づいています。社会保障制度が確立した後、その財政的な負担が新自由主義的政策への転換を促した先進国とは異なり、韓国の場合は、新自由主義的な経済政策が推進される時期に、社会保障制度の「創設」も課題となったという、一見すると矛盾する特徴があります。金大中政権は「ワークフェア」の導入とともに、貧困層の生活保障の制度（国民基礎生活保障法）を創設し、盧武鉉政権も公的扶助の拡大を行いました。そうした社会保障制度構築をめぐる政策過程に、市民団体やNGOなどが影響力を行使して参加するのですが、労働運動の取り組みは非常に弱いと言えます。市民運動からは、労働運動は自分たちの利益実現のみに汲々として「公益」を考えていないと批判がなされ、他の運動勢力から労働運動が孤立する状況になっていきます。また、社会的に影響力を弱めた労働運動が、要求実現のためにゼネストを打つと、かえって社会的な孤立を招くという悪循環を招きました。

#### 民主労働党の問題

他方で、労働の政治勢力化として注目された民主労働党も、労働者の支持を失っている状態です。2004年の国会議員選挙で10議席を獲得し、一気に第3党になったのですが、現在の支持率は低迷しています。その背景には、党内の路線対立があります。

簡単に整理すると、民主労働党は80年代の急進的な民主化運動勢力が結束したもので、当時の2路線の潮流があります。1つは、非民主的な体制を打倒するには、韓国内の労働者など疎外された階層が中心となった変革を行うべきだとするPD（民衆民主）派で、もう1つは、体制変革のためには冷戦構造を止揚して民族統一をするのがより重要だというNL（民族解放）派です。後者は、アメリカの影響下で反共独

裁が支えられている状態を問題視し、80年代の学生運動でも主要な勢力を形成していました。民主労働党は、こうした80年代の急進的民主化運動を担った人々が中心になって結成され、国内の階級問題と国際的冷戦構造の打破という2つの問題のどちらを重視するかという路線対立がありました。そして、国内の非正規問題などが大きくなった時期に、民主労働党はNL派が党の主流として全面に出る傾向が見られました。それが、国内問題より民族問題（対北朝鮮関係）を重視しているとの不信を招いたと指摘されています。

また、労働運動や社会運動を担ってきた人々が中心となって結成した組織のため、政党として活動する能力が不足し、国会での活動も実効力がなく、支持者の失望を招きました。

## 5. 現状と新たな方向性

以上のように、現在の民主労働運動は、80年代から非合法運動を闘い抜いてきた人たちを幹部とし、製造業の正規労働者を中核にして展開してきたのですが、急速な変化に対応できていない側面があります。

こうした中で注目される動きとしては、第一に、産別労組への転換を通じた交渉力の強化というものです。民主労総は、所属組合員に産別労組所属への転換を促し、現在は75.6%が産別所属となっています。そして、例えば、金属産業においては、まだ参加企業は限られているとはいえ産別中央交渉も始まり、金属労組側の強い要求によって、使用者団体も近年発足したような動きも見られます。

第二に、非正規雇用労働者への対応強化です。民主労総では、産別労組への転換の一環として非正規労働者を同組織に所属させることと、地域本部の強化をはかることを方向性として示しています。こうした動きのなかで、民主労総地域本部が多様な非正規労組との間で開放的で緊密なネットワークを形成していることが、実証的な事例研究でも報告されています。ただし、非正規職も同一労組に入れるように規



約を改正する流れはあっても、同一賃金同一労働に対する具体的な計画は未整備で、連帯賃金戦略はスローガンに止まっている状況だと言えます。

さらに、最近の議論としては、民主労働党が昨年末の大統領選に向けて提起した「社会連帯戦略」をめぐるものがあります。これは、労働者の内部でも、大企業の正規雇用と零細の非正規雇用の間の格差を埋めるものとして、労働者が労働者を助けることを訴えたものです。具体的には、正規労働者の給与を減額し、年金保険料を払えない低所得の労働者の保険料を支援するという内容です。将来的には富裕税導入などを検討するが、まずは二極化している労働者階級の中で正規職労働者が下層労働者を支援しようという戦略です。これは、これまでの労働運動の中心を担ってきた大企業の正規労働者が、既得権層になっているとの社会的批判を考慮したものです。これに対して、「これから社会保障制度を拡充していこうという韓国において、年金保険料を労働者の負担で支援するというのは、本来、政府がやるべきことを労働者に押し付けたもの」という批判があった一方で、「労働者間の格差拡大や労働運動が他の社会の勢力からは孤立している現状への対応だ」として積極的に評価した意見もありました。

しかし、12月の大統領選挙において、民主労働党候補の得票率は3%余りで、民主労総の組織人員をはるかに下回る票しか獲得できませんでした。大統領選挙の結果は、非正規雇用増大や格差拡大といった問題に左派勢力が対応できなかったことが、成長による困難克服を掲げた保守ハンナラ党の李明博候補に多大な支持が寄せられたとも言えるでしょう。韓国労総は、組合員による投票を行った結果、組織として李明博を支持することに決定しました。10年ぶりの保守政権である李明博政権のもとで、韓国労総と民主労総の政府との関係は一層分化していくのか、また民主労働党は先ほど述べたような戦略をどう見直し、今年4月の総選挙に向け、「労働者の党」としての方針をどう立て直していくのかなどが注目されます。

以上みてきたように、韓国の労働運動は、これまで

本研究会で報告された他の国のものとはかなり異なる特徴があると思われます。他国の労働運動は、それなりに歴史があり政党とのつながりなどもあって展開してきましたが、韓国では国家による強い規制のもとで政党とのつながりも希薄なまま、自らの権利実現を展開してきました。そして、国家による統制がほぼ撤廃されたという時期になって、市場の圧力にさらされる状況に直面しています。また、これまで政治過程への影響力行使や他の社会勢力との連帯という面での活動の蓄積がほとんどないため、激しい労働運動が展開されているように見えながら、社会の中ではあまり影響力を行使できない状況にあると言えるでしょう。

今回の報告は、歴史的展開を把握するのが目的だったため、叙述的になってしまいました。近年の労働運動をもう少し構造的に捉える試みは別の機会に行いたいと思っています。■

(これは1月26日に開催された生活研自主研究プロジェクト「比較労働運動研究会」における報告を編集部の責任でまとめたものである。誌面の都合上、当日配布された資料の多くは省略した)

#### 《参考文献》

- チョン・イファン (2006) 『現代労働市場の政治社会学』フマニタス (韓国語)。
- 韓国労働研究院 (2007) 『2007 KLI 労働統計』韓国労働研究院 (韓国語)。
- 金ユソン (2007) 『韓国の労働 2007』韓国労働社会研究所 (韓国語)。
- Koo, Hagen (2001) *Korean Workers: The Culture and Politics of Class Formation*, Cornell University Press.
- 奥田聡編 (2007) 『経済危機後の韓国—成熟期に向けての社会・経済的課題』IDE-JETRO アジア経済研究所。
- Park, Jina (1995) ,” Progressive Views, Moderate Action: The White-Collar Unions in the Korean Transition to Democracy,” Ph.D. Diss., Univ. of Notre Dame.
- 李鋌 (2002) 『整理解雇と雇用保障の韓日比較』日本評論社。
- 孫昌熹 (1995) 『韓国の労使関係—労働運動と労働法の新展開』日本労働研究機構。
- 武川正吾、イ・ヘギョン (2006) 『福祉レジームの日韓比較—社会保障・ジェンダー・労働市場』東京大学出版会。